

2021年度 法曹連絡協議会

次 第	1 頁
議 題	2 頁
(議題9 資料1	25 頁)
(議題9 資料2	26 頁)
出席者名簿	27 頁
懇親会次第	30 頁

〔日 時〕 2021年12月8日(水) 午後3時から
〔場 所〕 法曹会館2階「高砂」

関東弁護士会連合会

2021年度 法曹連絡協議会 次第

日 時 2021年12月8日(水) 午後3時から

場 所 法曹会館2階「高砂」

開会の辞 関東弁護士会連合会 常務理事 中 野 明 安

挨 拶 関東弁護士会連合会 理 事 長 海老原 夕 美

協 議 別紙議題のとおり

(進 行) 関東弁護士会連合会 常務理事 中 野 明 安

閉会の辞 関東弁護士会連合会 常務理事 二 川 裕 之
(神奈川県弁護士会会長)

2021年度 法曹連絡協議会議題

日時：2021年12月8日（水）

場所：法曹会館2階「高砂」

議題1-1 感染症に関する業務継続計画について

令和3年8月31日付で最高裁判所から下級裁判所に対して発出された「新型コロナウイルス感染症への対応に関する最高裁判所から下級裁判所に対する事務連絡について（通知）」では、新型コロナウイルス感染症について、緊急事態宣言下を問わず、安易な期日取消しなどの対応をしないことを前提に、マスクの着用、手洗い消毒、体調不良時の対応、三密回避、手続選択及び期日指定の在り方など徹底した感染防止対策を講じることが定められました。

これは、新型コロナウイルス感染症のまん延、特に、令和2年4月7日に発令された緊急事態宣言に対応した形で実施された民事事件及び家事事件の裁判等期日取り消しにより、国民に多くの弊害が生じ、非常時にこそ警察や消防などと同じく司法インフラが可能な限り維持されることの重要性が明らかになったことの表れであると理解していますが、期日取消しを前提とする平成28年6月1日付で最高裁判所が定めた新型インフルエンザ等対応業務継続計画の改訂はまだ正式には発表されておられません。

今後、東京高等裁判所では、新型コロナウイルス感染症に留まらず、感染症の流行全般について、可能な限り、司法機能を維持すべく東京高等裁判所における新型インフルエンザ等対応業務継続計画の改訂を行う予定はありますでしょうか。

また、東京高等裁判所における管内裁判所の調整機能を果たすべく、管内の地方裁判所や簡易裁判所に対しても改訂を促し、管内裁判所の改訂状況を把握されるご予定はありますでしょうか。

（関弁連災害対策委員会提案）

【提案理由】

東京地方裁判所・同簡易裁判所・同家庭裁判所においては、令和2年4月8日以降5月31日まで、民事事件・行政事件・家事事件においては一部の緊急性があるとされた事件（民事保全事件、ドメスティックバイオレンス事件、人身保護事件・緊急性のある民事執行事件や倒産事件、児童福祉法上の一時保護事件、ハーグ条約実施法に基づく子の返還申立事件、急を要する子の監護に関する事件）を除き、全ての期日が取り消されました。また刑事事件においても、裁判員裁判事件の裁判員選任手続期日及び公判期日は変更され、それ以外の事件の一部についても裁判期日が変更されました。

これに伴い国民生活に大きな弊害が生じたことで、警察や消防と同じく、司法インフラは法治国家の国民生活の基盤であることを再確認し、非常時にこそ司法機能は維持されるべきことを受けて、最高裁判所は、「新型コロナウイルス感染

症への対応に関する最高裁判所から下級裁判所に対する事務連絡について（通知）」を発出し、新型コロナウイルス感染症について、緊急事態宣言下を問わず、安易な期日取消しなどの対応をしないことを前提に、マスクの着用、手洗い消毒、体調不良時の対応、三密回避、手続選択及び期日指定の在り方など徹底した感染防止対策を講じることを定めました。

しかしながら、最高裁判所は司法機能の維持を一部業務に限り、期日取消しを前提とする平成28年6月1日付けの「新型インフルエンザ等対応業務継続計画」の改訂は正式には行っておりません。また、弁護士会においては最高裁判所の改訂状況を把握することも困難です。

そこで、東京高等裁判所においてはこの「新型インフルエンザ等対応業務継続計画」について、どのような見直し作業を行っているのか、また、管内の地方裁判所の調整機能を発揮する上で、管内の地方裁判所に対してどのような報告を受け、あるいは促しを行っているかお尋ねする次第です。

議題1-2 首都直下型地震に関する業務継続計画の具体化について

最高裁判所は、平成25年2月27日に首都直下地震等対応業務継続計画を定めており、東京高等裁判所においても同様の業務継続計画が定められていると理解しております。

最高裁判所の業務継続計画の第6節においては「外部への対応」が定められておりますが、「関係機関等との間で、大規模地震発生時における連絡を円滑に行うことができるよう、連絡窓口の交換その他の連絡体制を整備する。」と記載があるだけで、具体的な手段や方法は法曹三者で十分に共有化されているとまではいえない状況です。これでは、実際の発災時に司法機能に大きな混乱を生じさせるものと思料します。

新型コロナウイルス感染症により、非常時にこそ司法機能が維持されるべきことの重要性は明らかになりましたが、司法機能の混乱を抑え、早期に司法機能の回復を行うためには、法曹三者による緊密な連携が不可欠です。

そのため、一般的な業務継続計画の策定から一步踏み出し、M7の東京湾北部地震などの具体的な災害を想定し、具体的な職員や建物の被災状況を設定した上で、裁判所、検察庁、弁護士会が、それぞれとの関わりにおいて、各機関の機能喪失が互いにどのような影響を与えるか、あるいは混乱を避けるためにどのような情報交換、情報取得が必要かについて議論し、事前にルール作りをする機会を設けることが肝要かと思料しますが、如何でしょうか。

（関弁連災害対策委員会提案）

【提案理由】

最高裁判所は、平成25年2月27日に首都直下地震等対応業務継続計画を定めており、東京高等裁判所においても同様の業務継続計画が定められているはずですが、少なくとも最高裁判所が定める業務継続計画においては、外部への対応の項目が非常に簡略化されており、裁判所にとって、典型的な外部機関であると考えられる検察庁や、弁護士会との間で、互いの調整方法が具体的かつ十分に検討されているとはいえないのではないかと思料します。

司法機能の混乱を避け、非常時に出来る限り司法機能を維持するためには法曹三者の緊密な連携が不可欠であり、業務継続計画というマニュアルを非常時に活かすためには、ケースメソッド的な検討が必要です。

法曹三者によるワーキンググループ等において、具体的な災害、被災状況を出題し、検討するのは如何でしょうか。例えば、「某日、東京湾北部地震が発生し、東京23区、神奈川県、埼玉県、千葉県で震度6を記録し、地震や津波で〇〇地裁が使用不能となった。職員の3分の2が出勤不能な状態である。」とか、「発災から3か月後の状況は〇〇で、依然として〇〇地裁と△△地検、××弁護士会が使用不能である。」など、具体的なケースを設定し、それぞれの機関との業務上の接点に着目し、より具体的に災害により生じる不利益、それを避けるために必要な情報交換や情報収集を協議し、事前にルール作りをすることが肝要であると思料します。

議題1-3 地域の災害事情に沿った裁判所の防災体制

東京高等裁判所は、管内の地方裁判所に調整機能を有していると理解しておりますが、各地方裁判所では地域の災害事情に沿った裁判所の業務継続計画の策定はどの程度進んでおりますでしょうか。

例えば、津波が予想される沿岸部に庁舎が集中しており、津波の程度によっては、長期間庁舎の利用が不可能となることも想定される地域では、発災時には津波からの利用者の避難方法や、発災後に内陸部の支部に機能を集約できるように物的、人的な具体的準備が必要だと思料しますが、各地方裁判所が出来る限り司法機能を維持できる業務継続計画を策定しているか、あるいはそれを促進する上で、東京高等裁判所では、どのように調節機能を発揮されておりますでしょうか。

(関弁連災害対策委員会提案)

【提案理由】

業務継続計画の策定は地域の災害の特性に沿ったものでなければ実効性がありません。例えば、山岳地域に庁舎が多い地域であれば、土石流等から利用者を守るための方策を想定しなければなりませんし、川沿いや、海沿いに庁舎が多い地域であれば、河川の氾濫や津波等で庁舎が使用不能となることに備え、内陸の支部に普段から人的、物的備えをさせる等の必要がありますし、発災時には利用者の垂直避難等に関して十分な方策の策定をしなければなりません。

最高裁判所が発表している首都直下地震等対応業務継続計画は一般的な業務継続計画ではありますが、地域の実情に合わせて策定されているわけではもちろんないため、各地方裁判所において具体的に策定し直す必要があると思料します。

しかし、業務継続計画はその重要性の大きさの反面、策定には多分に専門的な知見が必要な部分もあるため、各地方裁判所のみならず、管内の地方裁判所に対して調整機能を有する東京高等裁判所が、それぞれの業務継続計画の内容を把握される必要があるものと思料します。

この点、関弁連においても、各単位会が行っている先進的な取り組みにおいて常時把握するようにし、関弁連管内で情報交換を行い、足並みを揃えるよう

に取り組んでいます。

そこで、東京高等裁判所におかれましても、管内の地方裁判所の各地域の災害特性に沿った業務継続計画の質的向上に向けて取り組んでおられることがありましたらご教示頂ければと存じます。

議題2 昨年12月25日、第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～が閣議決定されたところである。そこで、裁判所及び検察庁における男女共同参画、出産・育児期間中の職員に対する支援、ハラスメント対策、すべての性の平等、等に関する具体的取り組み及びその成果と問題点、今後の課題等について、提案理由記載事項を中心にご教示いただきたい。
(関弁連男女共同参画及び両性の平等推進に関する委員会提案)

【提案理由】

第1 第5次男女共同参画基本計画では、司法分野においても具体的な取組が求められ、①女性検察官の積極的な登用を進め、また最高裁判事も含む裁判官全体に占める女性の割合を高めるよう裁判所等に要請する、②女性法曹輩出のための取組を進める、③継続就業のため、ワーク・ライフ・バランスの実現等に向けた具体的施策を着実に推進する、こととされている。

これら第5次男女共同参画基本計画を踏まえた具体的な取組についてご教示頂きたい。

第2 役職者に占める女性の割合等

日弁連は、男女共同参画を推進するため、副会長や理事の選任についてクオータ制を導入する等の取組を行っているところであり、関弁連においても具体的な取組を検討しているところである。

そこで、昨年度の法曹連絡協議会においても、本議題についてご教示いただいたところであるが、以下の点についてあらためてご教示頂きたい。

1 裁判所

裁判所において、一般職採用に占める女性の割合、一般職に占める女性の割合、裁判官採用に占める女性の割合、裁判官に占める女性の割合について、直近のデータをご教示いただきたい。

また、地方裁判所・家庭裁判所部総括判事等の重要な役割を担うと考えられる判事3号以上の判事に占める女性の割合、指定職相当以上の判事に占める女性の割合についてもご教示いただきたい。併せて、第5次男女共同参画基本計画を踏まえ、裁判所特定事業主行動計画において今後裁判官の各役職段階に占める女性の割合について成果目標を定めることを検討しているか否かについてご教示頂きたい。

一般職の管理職員（最高裁の課長相当職以上、及び下級裁判所の課長・最高裁判所の課長補佐相当職）についても、女性の占める割合についてご教示いただきたい。

2 検察庁

検察庁において、検事・副検事及び検察事務官それぞれについて、採用者に占める女性の割合、職員数に占める女性の割合の直近のデータをご教示いただきたい。

また、大規模地方検察庁部長職等の重要な役割を担うと考えられる検事3号以上の検事に占める女性の割合、指定職相当以上の検事に占める女性の割合についてもご教示いただきたい。

検察事務官についても、課長職相当以上等管理職に占める女性の割合についてご教示いただきたい。

併せて、第5次男女共同参画基本計画を踏まえ、検事及び検察事務官それぞれの、各役職段階に占める女性の割合について成果目標を定めているか、定めている場合その内容、定めていない場合今後成果目標を定めることを検討しているか否かについてご教示頂きたい。

第3 出産・育児期間中の職員支援

関弁連を構成する各単位会においても、出産・育児期間中の会員を支援する取り組みを行っているところであるが、裁判所及び検察庁における出産・育児期間中の職員を支援する取り組みがあればご教示頂きたい。

第4 ハラスメント対策等

関弁連を構成する各弁護士会においては、ハラスメント相談窓口を設置しているが、アンケート等からうかがわれる被害実態に比して相談窓口の利用は低調となっている。昨年度、裁判所及び検察庁のハラスメント防止の取り組みについてご教示いただいたところであるが、裁判所及び検察庁における以下の点についてあらためてご教示頂きたい。

各種ハラスメント全般に関する相談窓口におけるセクシュアルハラスメント及びパワーハラスメントの各相談・通報件数及び処理状況等の運用状況、相談・通報があった場合の具体的な対応内容についてご教示いただきたい。

昨年度の協議会以降、ハラスメントの実態を調査するアンケートを実施したか否か、実施した場合、その結果についてもご教示頂きたい。

各種ハラスメント全般に関する相談窓口について、相談者が利用しやすくするための工夫等があればご教示いただきたい。

第5 すべての性の平等について

関弁連を構成する各弁護士会においても、セクシュアル・マイノリティも含めたすべての性の平等に関わる取り組みを行っているところであるが、裁判所及び検察庁における取り組みがあればご教示頂きたい。

議題3-1 財産開示手続の運用について

令和元年改正民事執行法（令和元年法律第2号、以下「改正法」という。）

下の財産開示手続の運用状況に関し、以下の点を伺いたい。

- (1) 令和元年4月1日の改正法施行後の財産開示義務者の不出頭・虚偽陳述を理由とする告発件数及び起訴件数（うち、懲役刑の件数及び罰金刑の件数）

（関弁連消費者問題対策委員会提案）

【提案理由】

改正前は、罰則として開示義務者の不出頭や虚偽陳述に対して30万円以下の過料が科せられていた、実際の開示状況、不出頭率に鑑み、実効性の向上のため、

改正法により罰則が強化され、6 か月以内の懲役または50万円以下の罰金刑が科せられることになった（改正法213条5号、6号）。

開示義務者が出頭せず、または虚偽陳述をした場合、告発をしても適切に起訴がなされないのであれば、改正法で罰則を強化した趣旨が損なわれてしまうことになるため、実際に行われている告発・起訴の件数、内容について伺いたい。

議題3-2 財産開示手続等の不動産評価の疎明資料について

財産開示手続及び第三者からの情報取得申立手続で、事前に競売申立を行っていない場合の不動産評価の疎明方法について、固定資産評価証明書、公課証明書又は不動産業者の査定書以外の簡易な疎明方法がないか。

（関弁連消費者問題対策委員会提案）

【提案理由】

東京地裁民事執行センターの運用では、第三者の情報取得申立に係る財産調査結果報告書での疎明資料は、不動産については固定資産税評価証明書、公課証明書又は不動産業者の査定書を指定している。

しかし、固定資産評価証明書及び公課証明書についてはそもそも第三者からの情報取得手続を理由としては法律上取得できない。取得理由は、地方税法で明確に定められており、訴訟や民事保全については根拠があるが、財産開示手続や第三者からの情報取得申立は地方税法施行令第52条15の表で準用されておらず、取得する根拠がない（382条の3、地方税法施行令第52条15、民事訴訟費用等に関する法律別表一）。

したがって取得申請をしても原則として拒否されるが、自治体によっては東京地裁の書式を示して強く説得すれば発行してくれるところもある。しかし、弁護士が違法を強要するとも評価されうる状態であり問題である。

また、不動産業者の査定については、査定書は不動産業者が営業目的で作成するものであり、営業に全くつながらない査定書の作成を繰り返し求めることは不動産業者との信頼関係を損ねることにつながり、弁護士業務上支障を来す。なお不動産業者が売買や媒介等を目的とせずに対応の対価の支払を得て査定書の作成をすることは、無資格で不動産鑑定を行うと評価される恐れがある。

このように固定資産評価証明書、公課証明書及び不動産業者の査定書のいずれも、第三者からの情報取得申立を目的とした取得が困難である。

これについて何らかの対応のご予定があるかどうか、またその内容について伺いたい。

議題4 家事調停事件における日本語に通じない当事者に対しては、相手方の意向に関係なく調停期日への通訳人の立ち会いを認めて頂きたい。

（関弁連外国人の人権救済委員会提案）

【提案理由】

外国人が当事者の場合に通訳人が調停期日に同席することにつき、相手方の同意が必要である（最終判断は調停委員会が行う）と伝えられたケースがある。

家事調停事件における通訳人の立ち会いについては、家事事件手続法258条1項・同法55条によって民事訴訟法154条「口頭弁論に關与する者が日本語

に通じないとき、・・・通訳人を立ち会わせる。」が準用されている。

裁判所に持ち込まれる事件は当事者間では解決が困難なものであるところ、調停事件は話し合いによる解決を目指すものとはいえ、基本的には対立している当事者同士である。日本語に通じない外国人が当事者となる事件において、調停委員との間で正確にやりとりをするには通訳人が必要である。話し合いによる解決を目指す手続きだからこそ、その重要性はより高まる。そうであるにもかかわらず、通訳人の立ち会いに相手方の同意を必要としては、通訳人の立ち合いが拒否されるおそれもあるし、そのような可能性があるだけでも外国人当事者にとっては申立て等にあたって大きな萎縮効果を及ぼしかねない。仮に通訳人の立ち合いが認められないことになれば、法の趣旨を没却することは明白である。

当事者の手続保障の観点からは、外国人当事者には相手方の意向に関係なく通訳人の立ち合いが認められるべきと考えるため議題とした。

議題5 裁判員裁判における遠隔地間のビデオリンク方式の証人尋問手続（刑事訴訟法第157条の6第2項4号）について、専門家証人の場合、証人がパワーポイント資料等を使用・提示を前提に準備するケースがあるが、その対応状況。及び、このような専門家証人の場合における、裁判所側カメラの撮影・操作についての工夫等あれば、情報提供・意見交換をお願いしたい。

（静岡県弁護士会提案）

【提案理由】

- 1 一般に、裁判員裁判における専門家証人の尋問においては、全ての質問事項を一問一答で質疑するわけではなく、主尋問においては導入の尋問をした上で証人に概括的にご回答いただいた上で、一問一答式の質疑を補充するケースが多い。

また、上記概括的な回答（証言）をするに当たっては、説明資料としてパワーポイントなどを用いたスライド資料を提示するケースが少なくない。

しかしながら、ビデオリンク方式を用いた証人尋問の場合、証人側の映像については、証人を撮影しているビデオカメラの映像を裁判所側に送信することは可能であるが、これと併せて、証人側でパソコン操作してスライド表示することは、システム上難しいと伺ったことがある。

このような点について、現在の対応状況、及び、上記不都合をフォローする工夫・運用等あれば、情報提供いただきたい。

- 2 また、ビデオリンク方式による証人尋問の際には、一般的には、裁判所側のビデオカメラでは尋問者（検察官など）を撮影している。

しかし、上記導入質問の後の概括的回答の際には、むしろ、事実認定者である裁判官・裁判員側を撮影し、回答に対する受け止め方・理解度等を証人が認識できる方が、スムーズな尋問の進行に利する場面もあるように思われる。

このようなケースについて、想定の有無や対応の工夫があれば、情報提供いただきたい。

- 3 新型コロナウイルス感染症の影響により、医師尋問等については、遠隔地間のビデオリンク方式を活用するケースが増加していると思われることもあり、上記議題について提案させていただいた。

議題6 海外に居住する当事者や証人のオンラインでの訴訟等への参加, 特に証拠調べの実施を検討すべきではないか。

(関弁連外国人の人権救済委員会提案)

【提案理由】

国際化に伴い、海外に居住する当事者や証人が、海外から日本の裁判所に調停・審判申立や訴訟提起（以下「提訴等」）をする事案、また、日本に居住中に日本の裁判所に提訴等をした当事者が事件係属中に帰国する事案も増えている。

そして、コロナ禍において、代理人に依頼して訴訟手続きを進めること自体は出来たものの、証拠調べの段階に至り、入国制限、航空便の欠航、または航空便の減便による渡航費の高騰により、当事者や証人の日本への来日が果たせず、証拠調べの機会が失われているとの事案が複数の弁護士から報告されている。

当事者の手続保障の観点からは、海外に居住する当事者や証人が、海外からオンラインで訴訟等へ参加、特に証拠調べへの参加ができるための制度の実現を検討すべきではないかと考えるため議題とした。

なお、この点について、これまでの日本の裁判所の立場は、「訴状等の裁判関連文書の送達や証拠調べ等の『裁判上の行為は』、国家機関たる裁判所が関与する法的効果を伴う行為（裁判権の行使）なので、他国で自由に行えばその国の主権を侵害しかねない」というものであると理解している（最高裁判所事務総局民事局監修『国際民事事件手続ハンドブック』（法曹会、2013）5頁）。

しかし、日本の民事訴訟において利用される電話会議システムのように、電話の受手の側における裁判所の職員等の関与が想定されていない場合には、直接的に「外国領域上での公的活動の禁止」という国際法の原則とは抵触しないものと思われる（竹下啓介「国境を越える裁判手続の実施と国際法」『自由と正義 2016年5月号』参照）。

何より、民事裁判手続きのIT化は既にフェーズ1としてウェブ会議（TEAMS）を用いた争点整理が実施されており、その利便性の高さについては、実際にウェブ会議を利用した法曹関係者間においても共通理解が進んでいるところである。さらに、法制審議会民事訴訟法（IT化関係）部会「民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する中間試案」（令和3年2月19日）の取りまとめにおいても、裁判所外における証拠調べをオンラインの方法を用いて拡充する方向が打ち出されている。

このような民事裁判手続きのIT化の方向性は、当事者の手続保障を実質的なものとするためにも歓迎すべきものであるので、その利用の範囲を国内に限定せず、一定の要件の下で海外からの利用を可能とする方法が検討されるべきと考える。

議題7 昨年度の法曹連絡協議会において、民事裁判のIT化に関する令和3年度予算の概算要求額について質問したところ、総額で「約2億4000万円」との回答であった。概算要求の約2億4000万円に対して、国会で承認された実際の予算の金額はいくらだったのか、ご教示いただきたい。

東京高等裁判所管内の地方裁判所の本庁では、既にWeb会議等のITツ

ールを活用した争点整理の運用が開始されているが、今後、地方裁判所の支部や簡易裁判所においてもWeb会議等のITツールを活用した裁判手続が期待されており、そのためには予算も必要になると思われる。令和4年度予算の概算要求として、最高裁判所は総額いくら要求しているか、ご教示いただきたい。

また、令和4年度の概算要求に関し、東京高等裁判所として、最高裁判所に対し、東京高等裁判所管内の裁判所における民事裁判のIT化に関する予算の金額や項目等について何らかの要求を行ったのか否か、ご教示いただきたい。

これに関連して、何か要求を行った場合には具体的にどのような要求をしたのか、反対に、何も要求していない場合には要求していない理由について、ご教示いただきたい。

(関弁連地域司法充実推進委員会提案)

【提案理由】

民事裁判のIT化を実現するためには、機材の購入だけではなく、裁判官、書記官等の職員の増員が必要であり、それには、多額の予算が必要である。地域司法の現場である地方裁判所支部等の充実を求めてきた当連合会としては、必要な予算の増額が不可欠であると考えている。

昨年度の法曹連絡協議会において、令和3年度予算の概算要求額についてご回答いただいたが、その後の動きとして、令和3年度予算の実際金額はいくらだったのかをご教示いただきたい。

また、地方裁判所の支部や簡易裁判所においても、民事裁判のIT化が期待されており、そのためにも予算が必要になる。そこで、令和4年度予算の概算要求において、どれだけの概算要求を行ったのかご教示いただきたい。

そして、予算の概算要求は最高裁判所が行うとしても、東京高等裁判所管内の実情をふまえた概算要求を行うためには、東京高等裁判所が最高裁判所に対し、予算の金額や項目等の要求を行うことが望ましいと思われる。そこで、令和4年度予算の概算要求に関し、東京高等裁判所が最高裁判所に対し、東京高等裁判所管内の裁判所における民事裁判のIT化に関する予算の金額や項目等について何らかの要求を行ったのか否かをご教示いただきたい。そして、何らかの要求を行った場合にはどのような要求を行ったのか、反対に、何も要求を行っていない場合にはその理由についてご教示いただきたい。

議題8 裁判等のIT化に伴って、各地の支部・簡裁・家裁出張所の統廃合がなされないようにしていただきたい。また、各地に所在する簡易裁判所に、訴訟当事者本人等へのサポートセンターの役割を担わせる方策を具体的に検討されたい。

(関弁連弁護士偏在問題対策委員会提案)

【提案理由】

民事裁判手続等のIT化が急速に進み、今や、当初慎重な対応を要すると言われた家事事件手続についてまでIT化が導入される方針が示されている。

日本弁護士連合会は、国民の権利を擁護する使命に基づき、本人サポートを提

供することを表明しているが、そもそも、裁判手続等のIT化は、新たな司法システムの構築を目指しているものであって、これに伴い裁判を受ける権利に支障が生じる場合は、国がその責任において支障を除去すべきものである。特に、裁判所が果たすべき役割は大きいものとする。

IT技術の利用が困難な当事者は多数存在し、特に高齢者率の高い地方の支部等ではその傾向が顕著である。そのような当事者に対して、裁判を受ける権利の保障が十分になされないような事態があってはならない。まして、IT化に乗じて、各地の支部・簡裁・家裁出張所の統廃合がなされるような事態は決してあってはならない。

また、本人等へのサポート提供は、住民にとって利用しやすいことが必須であるが、簡易裁判所は、管内住民の生活地域に、概ね偏りなく存在している。そこで、簡易裁判所に、来庁者が気軽に利用できる端末を設置したり、当事者や代理人等が赴けば裁判所職員からIT手続利用について十分に説明を受けられる態勢を整えたりするなど、簡易裁判所にサポートセンターの役割を担わせることについて、具体的に検討をしていただきたい。

議題9 東京地方裁判所・東京家庭裁判所立川支部を独立した地方裁判所・家庭裁判所本庁とすることについてのご見解を伺いたい。

(関弁連地域司法充実推進委員会提案)

【提案理由】

本出題は毎年度行っているところであり、従前の東京高等裁判所からの回答のとおり、概ね、裁判所の本庁の設置は立法政策の問題であり、裁判所としては政府や国会の検討の中で意見を述べていく性質のものであることは承知しているところである。

これまでも繰り返し述べてきたところではあるが、

- 1 東京地方裁判所・東京家庭裁判所立川支部が、管内人口や事件数で全国の地方裁判所・家庭裁判所本庁を含めて有数の裁判所であり、裁判員裁判、労働審判、司法修習等の面で、本庁並みの機能を果たしている。また、平成19年以降、東京都議会、多摩地域3.0の全市町村議会、多くの商工会議所において、本庁化を求める決議が採択され、本庁化を求める地域の声は強まっている。

東京三弁護士会においても、東京地方裁判所・家庭裁判所立川支部の本庁化の推進を目的とする協議会を設置し、裁判所が本庁化された場合、速やかに多摩に独立した弁護士会を設立するための準備を進めている。また、「本庁化・本会化推進本部」が東京三弁護士会多摩支部内に設置され、最高裁判所、法務省に本庁化を求める要望書（添付資料1及び資料2）を提出している。

- 2 その地域に相応しい裁判所の規模・機能を持つことは、立法政策に委ねられるものではなく、その地域住民の権利というべきものであり、裁判所を始めとする国の責務と言わなければならない。巨大な支部が支部のままであることによる地域住民の不利益は、法制上、行政事件や簡易裁判所控訴事件が取り扱えないということにあるが、それだけではなく、人事権を始めとする司法行政の権限が支部にはないことから、例えば、裁判官の人的配置においても大きな不利益を蒙っているのではないかという懸念がある。

裁判官 1 人あたりの人口は、東京地方裁判所本庁が約 2 万人であるのに対し、東京地方裁判所立川支部は約 7 万 3 0 0 0 人と、3.7 倍にも及んでいる。また、家事事件においては、東京家庭裁判所立川支部の事件数は、全国の本庁、支部を含めた順位で例年第 4 位を占め、かつ、年々増加の一途を辿っているものの、裁判官、職員の増員は微増にとどまり、その繁忙ぶりは著しい状況が続いている。

- 3 このような不合理を解消するために、一刻も早い東京地方裁判所・東京家庭裁判所立川支部の本庁化が望まれる。本法曹連絡協議会では、繰り返し議題として提出してきたものであるが、立法政策であるとの回答をいただくばかりで、最高裁判所の具体的な意見、見解、その理由について回答いただいていない。最高裁判所が本庁化について述べている意見、見解、その理由を伺いたい。

(千葉県京葉地域における地方裁判所及び家庭裁判所支部の新設)

議題 10-1 市川簡易裁判所と千葉家庭裁判所市川出張所について、近年増改築及び裁判官・調査官等の増員がなされているが、現在の裁判官・調査官・書記官数（填補がある場合はその数も含めて）、今後の増改築及び増員の予定について御回答いただきたい。

また、千葉家庭裁判所市川出張所及び市川簡易裁判所において行われる裁判手続（調停を含む。）について、現在裁判所本庁において行われている IT 化の導入を考えているのか、考えているのであれば具体的にどのような形で導入されることを考えているのかについてご教示願いたい。

更に、同管轄地域について、地方裁判所及び家庭裁判所支部の設置の検討を行ったことがあるか、ある場合にはどのような検討を行ったのか、また、ない場合には、そもそも検討を行わなかった理由について併せて御回答いただきたい。

(関弁連地域司法充実推進委員会提案)

【提案理由】

当連合会では、平成 23 年度定期大会「東京高等裁判所管内の司法基盤の整備充実を求める決議」において、喫緊の課題として市川簡易裁判所と千葉家庭裁判所市川出張所の管轄区域（京葉地域）に地方裁判所及び家庭裁判所支部を新設することを求め、その後も新設に向けた運動を行ってきた。この間当該裁判所の増改築が行われ、また裁判官及び調査官等も増員されるなど当該地域における裁判所機能の充実に御配慮いただいていることに感謝申し上げる。

その上で、現時点における裁判官・調査官・書記官数について御教示いただき、当該地域の事件数等に比した適正数をどのように考えているか御回答いただきたく、出題に至った。

また、現在、全国の裁判所本庁及び同支部において導入が予定されている裁判手続の IT 化について、当連合会も含め様々な議論があるところ、多数の市民によって利用されている千葉家庭裁判所市川出張所及び市川簡易裁判所において、そもそも IT 化の導入を考えているのか、また、考えている場合には具体的にどのような形で IT 化を考えているか知りたく出題をした次第である。

更に、当連合会としては、当該地域における管轄人口等の増加から見ても、ま

た、千葉家庭裁判所市川出張所の家事事件新受件数も増加の一途をたどっていることから、地方裁判所及び家庭裁判所支部の設置が早急に求められていると考えている。そこで、裁判所支部の設置について引き続き御検討いただきたく出題に至った。

(神奈川県における家庭裁判所出張所の新設)

議題10-2 神奈川県弁護士会は神奈川県内にある藤沢簡易裁判所、厚木簡易裁判所、平塚簡易裁判所に横浜家庭裁判所出張所を併設し、横浜市北部と川崎市北部にそれぞれ、横浜家庭裁判所出張所を新設することを提案している。

昨年度の東京高等裁判所事務局長の御回答において、かかる要望を最高裁判所に伝えるとの見解が示されたが、いつ、どのような形式において、東京高等裁判所より最高裁判所に要望が伝えられたか、また、この要望に対し、最高裁判所はどのような対応をされたのか御教示いただきたい。

また、東京高等裁判所は、藤沢簡易裁判所、厚木簡易裁判所、平塚簡易裁判所における家事事件の需要についての調査を実施する意向はあるのか御教示いただきたい。

(関弁連地域司法充実推進委員会提案)

【提案理由】

神奈川県弁護士会は、2013年、「神奈川司法計画2013」において、神奈川県内にある藤沢簡易裁判所、厚木簡易裁判所、平塚簡易裁判所に横浜家庭裁判所出張所を併設し、横浜市北部と川崎市北部にそれぞれ、横浜家庭裁判所出張所を新設することを提案している。

また、2021年12月4日には、藤沢市内において、第14回弁護士会支部サミット「家庭裁判所がここじゃない!?～私たちの街に家庭裁判所出張所を!～」が開催され、藤沢簡易裁判所管轄内に家庭裁判所を新設することなどをテーマとしたシンポジウム等を実施した。

成年後見制度利用促進法と閣議決定された利用促進基本計画が執行されるに従い、今後、成年後見等の申立と審理件数が増加すると思われる。そういった観点からも、前記提案は現実味を帯びていると思われる。特に、藤沢簡易裁判所管内は119万人を超える人口を抱えており、かつ、全国でも有数の人口増加地域であり、また藤沢市は、神奈川県内では政令指定都市を除くとトップの44万人を超える人口を抱えている地域であること、現在、藤沢簡易裁判所管内を管轄する横浜家庭裁判所本庁の事件数も増加しており、非常に混雑をしている状況であることなどを勘案すると、藤沢簡易裁判所への家庭裁判所出張所の併設は喫緊の課題である。

家庭裁判所出張所の新設は最高裁判所規則によるものであるが、家庭裁判所出張所設置規則の変更をするかの判断の基礎となる事実の収集について、東京高等裁判所に調査等のご協力をいただけるかを再度確認する。昨年の御回答では、家事事件の需要は、家庭内で紛争があるかどうか、あるとしたらどのような解決方法を望むかといった点はそれぞれあり、家庭裁判所における解決に限られないため、裁判所が調査することは困難であるとして、現時点での調査の予定はないとのことであった。この回答は理解できないことはないが、改めて調査していただ

きたく質問したものである。

(さいたま地方裁判所秩父支部等における裁判官の常駐)

議題11-1 東京高等裁判所管内の、さいたま地方裁判所・さいたま家庭裁判所秩父支部、前橋地方裁判所・前橋家庭裁判所沼田支部、千葉地方裁判所・千葉家庭裁判所館山支部、同佐原支部、水戸地方裁判所・水戸家庭裁判所麻生支部には裁判官が常駐していない。

以上に対する東京高等裁判所の見解は、概ね、最高裁判所の決定事項であること、裁判所も国の予算で運営される公的な機関であって、業務量に見合った配置をする必要があること、各非常駐支部に対する裁判官の填補の頻度は各地方・家庭裁判所において適宜決定しており、最高裁判所にも適切に情報提供して取り組んでまいりたいという回答をいただいたが、それ以上の具体的な見解については、回答をいただいていない。

そこで、さらに以下のとおり質問する。

- (1) 裁判所は、支部等の裁判官の配置について、どのような見解をとっているのか、その見解を実現させるために、いつまでにどのようなことを行うと考えているのかを伺いたい。
- (2) 最高裁判所が決定するにあたっては各地方・家庭裁判所からの事件処理状況等の情報提供が必要不可欠であるが、各地方・家庭裁判所からは、最高裁判所に対し、いつ、どのような情報を提供しているのか、(各地方・家庭裁判所ごとに) 回答を伺いたい。

また、各地方・家庭裁判所は、情報提供とともに見解を述べているのか(各地方・家庭裁判所ごとに) を伺いたい。

見解を述べている場合は、(各地方・家庭裁判所ごとに) 内容とその理由を伺いたい。

見解を述べていない場合は、(各地方・家庭裁判所ごとに) その理由を伺いたい。

(関弁連地域司法充実推進委員会提案)

【提案理由】

上記各支部は、裁判官が非常駐であることから、民事家事事件を扱う一方、刑事事件を扱わなかったり(千葉地方裁判所佐原支部)、身柄の刑事事件を扱わなかったり(水戸地方裁判所麻生支部)、少年事件や執行事件を扱っていない(上記5支部)など、通常の地方裁判所・家庭裁判所の機能を果たし得ていない。

こうした事態は、裁判を受ける権利(憲法第32条)や法の下での平等(憲法第14条)を保障する日本国憲法が予定する司法の姿とはいえない。

一昨年度の法曹連絡協議会では、静岡地方裁判所・静岡家庭裁判所掛川支部において、平成30年度から常駐の裁判官1名が執務を行う体制に変更となっており、重ねて、引き続き各支部の事件処理状況等にきめ細かく目配りしつつ、適切に最高裁判所にも情報提供していきたいと考えている旨の回答がなされている。この点について、東京高等裁判所管内の裁判官非常駐支部における昨年度以降の体制の変化など具体例(裁判官の出廷日の増加等)があれば、ご教示いただきたい。

平成28年度の法曹連絡協議会において、常駐させていないことについて、裁判所の見解を伺ったところ、東京高等裁判所からは、概ね、最高裁判所の決定事項であること、裁判所も国の予算で運営される公的な機関であって、業務量に見合った配置をする必要があること、各非常駐支部に対する裁判官の填補の頻度は各地方・家庭裁判所において適宜決定しており、最高裁判所にも適切に情報提供して取り組んでまいりたいという回答をいただいたが、裁判所の見解については、そもそも常駐化について賛成なのか反対なのか、具体的な回答をいただいていない。

また、各地方・家庭裁判所ごとに業務量や配置も異なっているため、各地方・家庭裁判所ごとに回答をいただきたく質問したものである。

議題1.1-2 長野家庭裁判所佐久支部に、常駐の家庭裁判所調査官を配置して頂きたい。

(長野県弁護士会提案)

【提案理由】

本年度の佐久支部庁舎改修工事において、佐久支部にも試行面会施設が設置されることとなった。これにより、学校を休むなどして遠方の上田支部まで赴いて試行面会を行っていた状況が改善されることとなり、喜ばしく感じている。今後、佐久支部における試行面会数が増えることは必至であり、その他の家事事件数も多いことから、是非、家庭裁判所調査官も常駐させていただきたい。

佐久支部の管内人口は、長野県内6支部の中で3番目に多い状況にありながら、常駐調査官は0名であり（長野本庁6名、松本支部4名、上田支部5名、伊那支部2名、飯田支部2名、諏訪支部1名）、地域間で公平であるべき司法機関の整備状況について、不平等な状態が続いている。この状態を一刻も早く改善していただきたい。

佐久支部管内には児童相談所も所在するため、調査官と児童相談所職員とが日常的に速やかに連携対応できる体制が整備されるべきであり、長野「県」も、児童福祉法の改正等を踏まえ、佐久支部への調査官常駐を求めている。

政府は、3年ほど前に、児童福祉士や児童心理士等の児童相談所職員を2022年度までに約2900人増員する対策を打ち出し、1年間で1000人以上の増員を実現するなど児童虐待撲滅のために本気の対応に乗り出している。関係行政機関からは、それに必要な予算要求もなされている。他方で、司法分野においては、家裁調査官は、過去10年以上にわたり増員が全くなされておらず、佐久支部に至っては、長きにわたる要望にもかかわらず、1名の調査官常駐すら叶わない状況にある。

佐久児童相談所管内の児童人口増減率は、長野県内において最も高く、全国的に児童数が減少傾向にある中で、児童人口の目減りが非常に少ない地域である。とりわけ、裁判所佐久支部最寄りの岩村田小学校は児童数1000人を超えるマンモス校となり、6年前にこれを二分して、佐久平浅間小学校を分離新設したものの、同校は開校時約500名から児童数が増え、現在の児童数は約800名に至っている状況にある。更に、管内の軽井沢町では昨年から移住者が急増しており、全国町村で最多の人口社会増を記録している。加えて、佐久平駅南側の大規

模な開発工事により、数年内には佐久市の人口増加も間違いない状況にある。すなわち、裁判所佐久支部周辺地域は、今後も、親権を争う家事事件や児童虐待関連事件が、継続して発生し続ける可能性が高い地域といえる。

このような佐久地域の社会事情に鑑み、一刻も早く、佐久支部にも家庭裁判所調査官を常駐させていただきたい。

**議題 1 2 長野地方検察庁佐久支部に、常駐の正検事を配置していただきたい。
(長野県弁護士会提案)**

【提案理由】

長野県内の本庁及び6支部のうち、本庁・松本・上田・飯田の各支部には正検事が配置されているところ、令和2年の刑事新受事件数は、本庁188件、松本支部192件、上田支部112件、飯田支部43件である。他方で、佐久・諏訪・伊那の各支部には副検事しか配置されていないが、令和2年の刑事新受事件数は、佐久支部98件、諏訪支部63件、伊那支部34件である。すなわち、佐久支部は正検事が配置されていない支部の中でも突出して事件数が多いばかりか、正検事が配置されている飯田支部に比して倍以上もの事件数を記録している。

検察庁法が想定している正検事の主たる職務内容は、地検以上の検察庁において取り扱う事件の捜査・公判であるのに対し、副検事の主たる職務内容は、区検において取り扱う事件の捜査・公判である。ところが、長野県内においては、法曹資格を有していない副検事が地検検察官事務取扱として、正検事が取り扱うべき地検の事件を担当することが常態化している。

正検事が担当すべき地検の事件を副検事が担当している理由は、正検事が不足しているからに他ならない。本来、副検事しか配置されていない全ての支部に正検事が配置されるべきではあるが、事件数や事件の傾向、地域の社会状況等に鑑み、特に佐久支部においては、直ちに正検事を常駐させる必要がある。

なお、近年正検事が配置された全国の他支部の状況からしても、佐久支部への正検事の配置は正当化されるべきものである。すなわち、平成28年度以降に正検事が配置されることとなった支部は全国で10支部ある（和歌山地検新宮支部、岐阜地検高山支部、旭川地検稚内支部、高知地検中村支部、新潟地検佐渡支部、京都地検福知山支部、松江地検浜田支部、鹿児島地検鹿屋支部、仙台地検気仙沼支部、秋田地検横手支部）が、それぞれの支部に対応する地裁支部の平成28年～同30年の刑事第一審新受事件数の統計を見ると、新宮支部69件（24件・17件・28件）、高山支部105件（34件・34件・37件）、稚内支部31件（11件・12件・8件）、中村支部187件（63件・70件・54件）、佐渡支部37件（15件・10件・12件）、福知山支部190件（56件・64件・70件）、浜田支部111件（39件・28件・44件）、鹿屋支部177件（55件・65件・57件）、気仙沼支部60件（21件・20件・19件）、横手支部74件（34件・20件・20件）である。

これに対して、佐久支部は、全く同時期の3年間で217件（79件・70件・68件）を記録しており、上記10支部のどの支部よりも多い事件数であり、高山支部・浜田支部の約2倍、新宮支部・気仙沼支部・横手支部の約3倍、佐渡支部の約6倍、稚内支部の7倍もの事件数がある。

しかも、佐久支部においては、外国人事件や薬物事件も非常に多く、本来副検事のみでは十分な対応が困難な地域である。

そのため、佐久支部には早急に正検事の配置をしていただきたい。

(家庭裁判所出張所における出張事件処理について)

議題 13-1 新潟家庭裁判所村上出張所・同南魚沼出張所・同柏崎出張所・同糸魚川出張所の各出張所、前橋家庭裁判所中之条出張所、長野家庭裁判所木曽福島出張所、同大町出張所、同飯山出張所において令和2年度及び令和3年度(集計されているところまで)の各出張事件処理が行われた件数について、(各出張所ごとに)伺いたい。

また、出張所間において、出張事件処理数に差があるようであるが、その理由について御教示いただきたい。

(関弁連地域司法充実推進委員会提案)

【提案理由】

昨今の家事事件の増加(ことに成年後見制度利用促進法に伴う成年後見等の申立増加)において、どの家庭裁判所出張所でも調停を含めた事件処理を実施すべきと考えるところ、本年度においても、前記8つの各出張所での各出張事件処理件数を伺いたい。

また、昨年度の裁判所からの回答によると、長野家庭裁判所大町出張所の年間の出張事件処理数が2桁を優に超えていたのに対し、新潟家庭裁判所の各出張所においては年間数件程度に留まっていたことから、その理由を伺いたい。

議題 13-2 新潟家庭裁判所の出張所(村上、南魚沼、柏崎、糸魚川)の機能充実に向けての具体的な方策を伺いたい。

(新潟県弁護士会提案)

【提案理由】

新潟家庭裁判所の4つの家庭裁判所出張所(村上出張所、南魚沼出張所、柏崎出張所、糸魚川出張所。以下、「出張所」とする。)においては、平成2年の家庭裁判所支部統廃合によって設置されて以降、長年に渡り、調停・審判の申立ての受付のみを行うという運用が行われてきた。

しかしながら、平成28年1月15日、民事司法改革に関する最高裁・日弁連協議の「基盤整備」部会において、最高裁から、日弁連に対し、受付業務のみを行っている家庭裁判所出張所において、調停委員会が当該出張所に出張して家事調停を実施することがあるとの確認がなされた。

その後、出張所において、出張調停が行われるようにはなったものの、各出張所が所属する支部の取扱事件のうち、相手方が各家裁出張所管内在住者である事件の年間平均件数(平成27年度～平成30年度)は、村上出張所約50件、柏崎出張所63件、南魚沼出張所約51件、糸魚川出張所31件となっている一方で、4つの出張所における令和元年度、令和2年度(10月末日時点)の出張事件処理件数は、わずか2件に留まっている。

これまでの東京高等裁判所のご回答によると、出張審判や出張調停を行うか否

かについては、裁判官または調停委員会の判断によるものであり、その判断基準については、一般論として事案の性質や当事者の意向等を考慮しているとのことであるが、当事者が出張所での審判や調停を希望しても、出張所の人員配置が十分でないため、出張所で審判や調停を行うことが事実上困難な状況にあると考える。

かかる状況下、出張事件処理機能を活発化し、当事者である地域住民の時間的、心理的、経済的な負担を軽減することを目的として、柏崎市長、十日町市長、糸魚川市長、南魚沼市長及び村上市長により、令和3年8月26日、連名で、新潟家庭裁判所に対し、(1)出張所において、家事審判・家事調停が行われるよう、十分な人員を配置すること、(2)調停事件の当事者に対し、出張所での調停実施希望の有無を事前に照会すること、(3)出張所において、テレビ会議システムやウェブ方式等、顔の見える遠隔通信方式による家事調停に対応することを内容とする要望書の提出がなされた。

いずれも出張所の機能充実を強く望む地域住民の声を踏まえたものであるところ、要望書に記載されている内容についてどのように考えるのか伺いたい。また、出張所の機能充実に向けての裁判所としての具体的な取組みを伺いたい。

議題14 長野家庭裁判所佐久支部において、少年審判を取り扱うことを最高裁判所に要望していただきたい。

(長野県弁護士会提案)

【提案理由】

近年、長野家庭裁判所から提供を受けた統計によれば、上田支部(管内人口約27万人)の過去3年の少年新受事件数は547件(平成29年209件・平成30年193件・令和元年145件)であり、長野家庭裁判所本庁(管内人口約55万人)の同事件数521件(平成29年160件・平成30年188件・令和元年173件)を上回っている状況にある。これは、上田支部が佐久支部管内(管内人口約21万人)で発生した少年事件を併せて取り扱っているからに他ならない。また、佐久児童相談所管内における非行区分発生率(ぐ犯・触法件数を児童人口で除したものは、長野県内の児童相談所各管内で最も高く、平成30年は県内平均4.93%(児童2027人に1件)に対して8.75%(児童1143人に1件)、令和元年も県内平均3.24%(児童3088人に1件)に対して6.03%(児童1658人に1件)といずれも倍近い数値を記録している。

それにもかかわらず、長野家庭裁判所管内において、唯一、佐久支部のみ少年事件の取扱いがない。佐久支部は上田支部と隣接してはいるものの佐久支部の管轄地域は広大で、特に南佐久地域から上田支部庁舎に赴くには、自家用車利用にせよ公共交通機関利用にせよ1時間半から2時間程度の時間を要し、交通の便が良いとは到底いえない。

少年の保護者等の中には、手続のために上田支部に赴かなければならないと聞くと、その距離と時間を理由に協力を拒む者も存在する。手続の期間が限られている少年事件において、保護者等が身近で速やかに関与できないということ自体が、少年をより孤立化させる可能性を高め、更生可能な少年の更生を妨げる事情

のひとつとなっている。

そもそも、少年の更生は、少年が居住する地域内でなされることが望ましいところ、少年や少年の家族らがその居住地の家裁において調査を受け、少年審判を受けることができるようにすべきことは、佐久支部と県内の他支部とで何ら違いはない。

長野家裁佐久支部において、早期に少年審判の取扱いを開始できるよう、是非、積極的に最高裁判所へ要望していただきたい。

(労働審判の実施支部の拡大について)

議題 15-1 現在、東京高等裁判所管内においては、地裁本庁以外に東京地裁立川支部、静岡地裁浜松支部及び長野地裁松本支部での労働審判が実施されている。

(1) 東京高等裁判所管内の労働審判実施支部以外の支部において、労働審判を取り扱うかについて、例年、各庁の運用状況を注視し、最高裁判所に必要な情報を提供していきたいとの回答をいただいているところ、東京高等裁判所が最高裁判所に提供している情報の内容について、ご回答いただきたい。

(2) 東京高等裁判所管内の各地裁本庁・支部における令和2年の労働審判の新受件数をご教示願いたい。

(関弁連地域司法充実推進委員会提案)

【提案理由】

最高裁判所と日弁連との協議により、平成29年より、静岡地裁浜松支部及び長野地裁松本支部での労働審判が実施されている。しかしながら、御承知のとおり、東京高等裁判所管内においても多くの地裁支部において労働審判実施の需要があり、実施を求める意見書が、弁護士会のみならず、地方自治体において採択されている。

本来、労働審判の地裁支部における実施については、地方裁判所の決定で可能である旨認識している。一方で、本協議会において、例年、各地方裁判所での判断や体制整備をするには全国的な状況を踏まえる必要があることから、労働審判の地裁支部における実施については、最高裁判所においても検討されるべきものであり、東京高等裁判所としては最高裁判所に必要な情報を提供していきたいとの回答をいただいているが、提供している情報の内容については、回答をいただいていることから出題に至った。

また、2020年度本協議会において、東京高等裁判所管内の各地裁本庁・支部における令和元年までの労働審判の新受件数に関する資料の提供をいただいた。令和2年の東京高等裁判所管内の各地裁本庁・支部における新受件数についても、今後の活動の参考にしなく、出題に至った。

議題 15-2 前橋地方裁判所太田支部で労働審判を実施していただくための要素や具体的な手続きを、ある程度の具体性をもってご教示いただきたい。日弁連と最高裁判所のいわゆる最高裁協議の結果によらずとも実施される可

能性があるのかもご教示いただきたい。

(群馬弁護士会提案)

【提案理由】

当会では、前橋地方裁判所太田支部で労働審判を実施すべきであるという見解を前提に、2019年2月16日付定期総会において、「前橋地方裁判所太田支部における労働審判の実施を求める決議」を行った。第196回国会法務委員会第5号平成30年3月30日最高裁判所事務総局総務局長中村慎殿の発言の要旨によれば、支部での労働審判実施には、①都道府県単位より細かい地域別数字での個別労働紛争の相談件数、②支部において予想される労働審判の事件数、③本庁に移動するまでの所要時間等の利便性、事件処理体制、労働審判事件の運用状況、労働審判員の安定的な確保、その他さまざまな事情、地域的事情等を、総合的に勘案しながら検討することが必要であるとの見解が示されている。

しかしながら、これらの要素についての考え方は未だ抽象的であり、どのように考えるべきか必ずしも明らかでないと思われる。

また、現在は、最高裁判所と日弁連のいわゆる最高裁協議は継続されていないと認識しているところ、この協議の結果によらずとも、支部において労働審判が実施される可能性があるのかについて明らかでない。

以上の次第で、提案に至った次第である。

議題15-3 横浜地方裁判所相模原支部において、民事・刑事の合議事件を取り扱うことに関する裁判所の見解、特に同支部において合議制を導入できない具体的な障害がどこにあるのかを、静岡地方裁判所沼津支部との対比において、管轄人口、新受件数、裁判官数、本庁からの距離・時間などの具体的な観点から、伺いたい。

また、今後、合議事件を取り扱うことへどのような対応をすればよいか御教授いただきたい。

なお、昨年まで横浜地方裁判所相模原支部において合議事件を取り扱うよう要望していたことを、最高裁判所及び横浜地方・家庭裁判所にお伝えしていただいているとお聞きしているが、具体的にどのような対応がなされたのかをお伺いしたい。

(関弁連地域司法充実推進委員会提案)

【提案理由】

相模原支部において合議裁判を実施していただきたいとの議題はかねてより提出しており、従前から最高裁判所及び横浜地方・家庭裁判所に伝えていただけるとの回答をいただいておりますが、昨年、最高裁判所及び横浜地方・家庭裁判所にお伝えしていただいた際、最高裁判所及び横浜地方・家庭裁判所ではどのような対応がなされたのかを具体的にご説明いただきたくお伺いします。

2016年(平成28年)3月16日の衆議院法務委員会で、最高裁判所総務局長は、最高裁判所としては、「相模原支部は、管内人口は少ないわけではないし、事件数も決して少ないわけではない。そういう中で、現時点では合議を扱う必要はないと考えているが、今後とも、相模原支部の事件数の動向等の実情を注視しつつ、必要な事件処理体制の整備に努めて参りたいと考えている」と答弁さ

れました。この答弁から5年が経過し、その間に出てきた3点を指摘して、再度お尋ねします。

1つは、事件数が増加したことに基づくお尋ねです。民事通常新受件数の推移を調べたところ、相模原支部は、平成28年までは関弁連管内の支部で9番目でしたが、管内人口及び本庁までの所要時間ともにほとんど変わらない、むしろ管内人口の少なくかつ本庁までの所要時間も短時間でいける静岡地方裁判所沼津支部を平成29年に抜いて8番目となり、この年以降昨年まで沼津支部を抜いています。沼津支部は、民事・刑事とも合議裁判を実施しているだけでなく、刑事事件では裁判員裁判を実施している大支部です。そこを抜いたのですから大躍進と言えます。

さらに、東京高裁管内の地方裁判所本庁の通常民事訴訟の新受件数を比較すると、相模原支部は、平成28年までは、甲府地裁、長野地裁本庁より多いものの他の9庁よりは劣位にありました。しかし、平成30年には、前橋地裁本庁、新潟地裁本庁よりも多くなり、従前の2庁に加えて4庁よりも新受件数が多くなりました。すでに、相模原支部には6名の裁判官が在任しており、横浜地裁相模原支部で合議制を導入しない理由はないものと思われます。前記答弁から5年が経過し、事件数も増加した今、それでも、「現時点では合議を扱う必要はないと考え」としたら、合議制実現となるためには、具体的にどのような事情が必要なのでしょう。

2点目は、相模原市は、平成24年から、副市長などが、合議事件の取扱いを求め、直接横浜地方裁判所に赴いて陳情を開始し、昨年と今年は、市長自らが横浜地方裁判所に赴いて陳情を続けていますが、今年は座間市長も加わり、両市長が横浜地方裁判所所長への陳情を行っています。市民を代表する市長の陳情が昨年と今年と続けて繰り返されていることは大変重い事実と考えますが貴庁はどう考えておられるのでしょうか。

3点目は、労働審判実施を視野に置いた出題という趣旨を加えているということです。個別労働紛争の相模原相談コーナーでの相談件数はここ数年急激に増えています。労働審判を松戸支部、土浦支部、小田原支部などと並んで相模原支部でも実施するように求めることも検討し始めていることを申し上げます。

このような点を申し上げると相模原支部での合議裁判実施は当然と考えるのですが、貴庁や最高裁判所の立場に立った場合、合議制実現となるためには、さらにどのような事情が必要なのでしょう。是非とも貴庁のお考えをお聞かせください。

このことは、相模原地域における市民の裁判を受ける権利ともかかわるものでもあり、これまでも増して、横浜地裁相模原支部での合議裁判実施を求める立場から、何が足りないのかを教示いただきたく出題する次第です。

議題 15-4 横浜地方裁判所相模原支部において、民事・刑事の合議事件及び労働審判を取り扱うことに関する裁判所の見解、特に同支部において合議制を導入できない具体的な障害がどこにあるのかを、民事第一審新受件数の動向及び静岡地方裁判所沼津支部との対比という観点から伺いたい。

また、今後、同支部において合議事件及び労働審判を取り扱うために、ど

のような対応をすればよいか御教示いただきたい。

なお、昨年まで同支部において合議事件を取り扱うよう要望していたことを、最高裁判所及び横浜地方・家庭裁判所にお伝えしていただいているとお聞きしていますが、具体的にどのような対応がなされたのかをお伺いしたい。

(神奈川県弁護士会提案)

【提案理由】

- 1 2016年(平成28年)3月16日の衆議院法務委員会で、最高裁総務局長は、最高裁としては「相模原支部は、管内人口は少ないわけではないし、事件数も決して少ないわけではない。そういう中で、現時点では合議を扱う必要はないと考えているが、今後とも、相模原支部の事件数の動向等の実情を注視しつつ、必要な事件処理体制の整備に努めて参りたいと考えている」と答弁されました。この答弁から5年が経過しましたので、再度お尋ねします。
- 2 相模原支部と管内人口及び本庁までの所要時間ともにほとんど変わらない静岡地方裁判所沼津支部と相模原支部の民事第一審新受件数を比較しますと、平成28年以降は、毎年相模原支部の方が新受件数が多くなっております。また、東京高裁管内の地方裁判所本庁と比較しても、平成28年に相模原支部より少なかったのは甲府地方裁判所、長野地方裁判所の2庁だけでしたが、平成30年には、これに新潟地方裁判所、前橋地方裁判所が加わり4庁となっています。その後、前橋地裁本庁の事件数が増加したため、令和1年以降は相模原支部より新受件数が少ない本庁は3庁となりますが、それでも相模原支部の新受件数が新型コロナウイルス感染症の流行にもかかわらず、他の裁判所と比べても減少幅は少ないといっている状況です。

このような事件数の動向を踏まえ、前記答弁から5年が経過した今、それでも「現時点では合議を扱う必要はないと考え」としたら、合議制実現となるためには、具体的にどのような事情が必要なのでしょうか。

第一審通常訴訟新受件数

	H28	H29	H30	R1	R2
相模原支部	569	609	612	582	589
沼津支部	583	564	530	503	525
甲府地裁本庁	509	483	428	479	457
長野地裁本庁	377	359	336	335	346
新潟地裁本庁	583	610	498	501	464
前橋地裁本庁	631	664	593	678	640

- 3 労働審判については、神奈川労働局の相模原総合労働相談コーナーにおける民事上の個別労働紛争相談件数は、平成29年度が646件、平成30年度が1,003件、令和元年度が1,123件と急激に増えています。このため、労働審判については、これまで新実施支部として、松戸支部、土浦支部、小田原支部などが候補としてあげられてきましたが、神奈川県弁護士会では、これらの支部と並んで相模原支部でも実施するように求めることを検討しております。

また、今年度9月には相模原市議会、座間市議会において「横浜地方裁判所

相模原支部において合議制及び労働審判を実現する決議」がなされているように、地域からも労働審判を求める意見があるため、合議制の問題と併せて今回出題しました。

4 横浜地方裁判所相模原支部において合議裁判を実施していただきたいとの議題はかねてより提出しており、従前から最高裁判所及び横浜地方・家庭裁判所に伝えていただけるとの回答をいただいておりますが、昨年、最高裁判所及び横浜地方・家庭裁判所にお伝えしていただいた後、最高裁判所及び横浜地方・家庭裁判所ではどのような対応がなされたのかを具体的にご説明いただきたいとお伺いします。

5 地域の裁判所においてどのような裁判が受けられるかということは、地域における市民の裁判を受ける権利にかかわるものでもあることから、相模原支部管轄地域の首長及び市議会は本議題について強い関心を有しており、従前から繰り返し首長による横浜地方裁判所への陳情や、市議会による請願、陳情、決議がなされているところであります。

今年度は、前記3の市議会決議の他、相模原市長、座間市長が揃って横浜地方裁判所に赴き、所長に対して合議制実現についての陳情を行っています。このような地域の声に答えるためにも、横浜地方裁判所相模原支部での合議裁判及び労働審判を実施するには何が足りないのかを具体的に教示いただきたく出題する次第です。

(民事・家事調停官(非常勤裁判官)制度の拡充について)

議題16 民事・家事調停官(非常勤裁判官)制度について、東京高裁管内で実施している庁は、東京、横浜、さいたま、千葉の各本庁のみと承知しているが、これを他の庁や支部に拡充する予定はないか。また、実施庁を含め、非常勤裁判官の数を増やす考えはないか。

(関関連地域司法充実推進委員会提案)

【提案理由】

最高裁と日弁連の平成14年8月23日付けの弁護士任官等に関する協議会の協議の取りまとめ(以下、「本件取りまとめ」という。)では、非常勤裁判官制度について、「裁判官の給源の多様化・多元化を図り、21世紀の我が国における司法を担う質の高い裁判官を安定的に確保するため、弁護士からの裁判官任官を大幅に拡大することが極めて重要である。また、それとともに、司法制度をより利用しやすく、わかりやすく、頼りがいのあるものとする必要がある。そこで、当面民事調停事件及び家事調停事件の分野に、弁護士が非常勤の形態で調停主任又は家事審判官たる裁判官と同等の立場で調停手続を主宰する制度(いわゆる非常勤裁判官制度)を創設することにより、弁護士から常勤裁判官への任官(いわゆる弁護士任官)を促進するための環境を整備するとともに、併せて調停手続をより一層充実・活性化することを目的とする。」としている。

また、非常勤裁判官制度について、導入対象庁等は、「小規模庁の場合には日頃地域社会において多数の当事者の代理人としてその利益のために活動している者が非常勤の形で調停手続の主宰者となることについての関係者らの受け止め方等の諸事情を踏まえて、検討する必要がある。」としている。

非常勤裁判官制度については、その経験が弁護士としてのスキルアップとともに、常勤裁判官へのルートとして期待もあり、地域によっては、非常勤裁判官を希望する弁護士も少なくないとされている。

地域司法充実の観点からも、例えば、各支部に非常勤裁判官が常駐した場合、各地域の実情を理解した非常勤裁判官により紛争解決が期待され、この制度を拡充する意義が大きいと考えられる。

以上の次第で本提案をする次第である。

議題 17-1 2階建て庁舎については、建替え時にしかエレベーターを設置しないという方針を見直していただきたい。

(関弁連弁護士偏在問題対策委員会提案)

【提案理由】

当委員会では、以前から支部等調査における調査結果をもとに、折に触れて裁判所のバリアフリー化を求めてきた。本年度、長野地家裁佐久支部の庁舎改修問題をきっかけとして、2階建て庁舎については新庁舎への建替えの機会でない限りエレベーターを設置しないという最高裁の方針が示された。

しかしながら、エレベーター未設置の庁舎が全国で200以上存在し、裁判所庁舎の建替えが年間で1～2庁舎程度しかなされていないという実情からすれば、その方針では、全国的なバリアフリー化が叶うまでに一世紀以上もの期間がかかる計算となり、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」の趣旨に全く沿わない。まして、2階建て庁舎が存在するような裁判所支部は、高齢者率が高い地方に存在することが多く、日常的な高齢者利用の観点からしてもエレベーター設置の必要性はむしろ高いといえる。

既に完了したという3階建て以上の裁判所庁舎へのエレベーター増設工事においては、特に混乱もなく順次エレベーター設置がなされており、それと同様に今度は2階建て庁舎も完全バリアフリー化を順次進めるべきであり、まずは東京高裁管内において、その範を示していただきたい。

議題 17-2 八王子簡易裁判所、町田簡易裁判所、鯉沢簡易裁判所、村上簡易裁判所、十日町簡易裁判所の建物に車いす対応エレベーターが設置されている理由及び経緯を具体的にご説明願いたい。

(群馬弁護士会提案)

【提案理由】

議題に係る各裁判所建物はいずれも2階建てであるにもかかわらず、車いす対応エレベーターが設置されているが、他方で、その他の東京高裁管内の裁判所建物のうち2階建て建物は築年時にかかわらず、車いす対応エレベーターが設置されていない。

当弁護士会内では、前橋地裁管内のエレベーターが存在しない建物にエレベーターを設置すべきという意見があるところ、今後の活動の参考にするため議題を提出した。

多摩支部 26-97

2015 (平成 27) 年 3 月 20 日

最高裁判所長官 寺田 逸郎 殿

東京弁護士会多摩支部

支部長 露 木 肇 子

第一東京弁護士会多摩支部

支部長 田 中 昭 人

第二東京弁護士会多摩支部

支部長 増 田 徑 子



東京地方裁判所立川支部及び東京家庭裁判所立川支部の本庁化を求める要望書

第 1 要望の趣旨

多摩地域の人口や取扱事件数に対応して多摩地域における法的サービスの充実のために東京地方裁判所立川支部及び東京家庭裁判所立川支部を本庁にすることを要望いたします。

第 2 要望の理由

平成 21 年 4 月に東京地方裁判所八王子支部と東京家庭裁判所八王子支部が立川に移転し、東京地方裁判所立川支部と東京家庭裁判所立川支部が設立されました。

立川支部が管轄する多摩地域は、30 の自治体があり、人口は 420 万人を超え、四国 4 県の人口に相当します。立川支部の取扱件数は、家庭裁判所では全国 4 位であり、民事、刑事事件においても全国で 10 番以内の取扱件数を有する超大規模支部となっています。

立川支部では、地方の本庁と同様に裁判員裁判や労働審判が行われているとともに、司法修習生が配属されている唯一の支部です。また、立川支部の建物の規模は、地方の本庁を遙かに凌ぐものです。多摩地域の司法に関して、すでに本庁と同様の責任が持たされているものと言うことができます。

しかし、支部であるために多摩地域の司法サービスを独自に検討するための人事や予算の決定権がなく、全てが霞ヶ関にある本庁の決定に委ねなければならないことは、市民に対する司法サービスの観点から、極めて問題であると言わなければならないかもしれません。また、行政事件・簡裁控訴事件の管轄がなく、地家裁委員会がないという問題もあります。

平成 21 年 9 月までに、東京都議会と多摩 30 自治体全議会において、本庁化を求める意見書が採択され、最高裁、法務省等に送付されています。

そのため、多摩地域の法的サービスの充実化に責任を負う立場である東京三弁護士会多摩支部として、地域市民の要望に応えるために、本要望を行う次第です。

以上

多摩支部 26-97

2015 (平成 27) 年 3 月 20 日

法務大臣 上川 陽子 殿

東京弁護士会多摩支部

支部長 露 木 肇 子

第一東京弁護士会多摩支部

支部長 田 中 昭 人

第二東京弁護士会多摩支部

支部長 増 田 径 子



東京地方裁判所立川支部及び東京家庭裁判所立川支部の本庁化を求める要望書

第 1 要望の趣旨

多摩地域の人口や取扱事件数に対応して多摩地域における法的サービスの充実のために東京地方裁判所立川支部及び東京家庭裁判所立川支部を本庁にすることを要望いたします。

第 2 要望の理由

平成 21 年 4 月に東京地方裁判所八王子支部と東京家庭裁判所八王子支部が立川に移転し、東京地方裁判所立川支部と東京家庭裁判所立川支部が設立されました。

立川支部が管轄する多摩地域は、30 の自治体があり、人口は 420 万人を超え、四国 4 県の人口に相当します。立川支部の取扱件数は、家庭裁判所では全国 4 位であり、民事、刑事事件においても全国で 10 番以内の取扱件数を有する超大規模支部となっています。

立川支部では、地方の本庁と同様に裁判員裁判や労働審判が行われているとともに、司法修習生が配属されている唯一の支部です。また、立川支部の建物の規模は、地方の本庁を遙かに凌ぐものです。多摩地域の司法に関して、すでに本庁と同様の責任が持たされているものと言えます。

しかし、支部であるために多摩地域の司法サービスを独自に検討するための人事や予算の決定権がなく、全てが霞ヶ関にある本庁の決定に委ねなければならないことは、市民に対する司法サービスの観点から、極めて問題であると言わなければならないかもしれません。また、行政事件・簡裁控訴事件の管轄がなく、地家裁委員会がないという問題もあります。

平成 21 年 9 月までに、東京都議会と多摩 30 自治体全議会において、本庁化を求める意見書が採択され、最高裁、法務省等に送付されています。

そのため、多摩地域の法的サービスの充実化に責任を負う立場である東京三弁護士会多摩支部として、地域市民の要望に応えるために、本要望を行う次第です。

以上

2021年度 法曹連絡協議会 出席者名簿

1. 裁判所

東京高等裁判所	長官 事務局 長	今崎幸彦 殿 石井伸興 殿
東京地方裁判所	民事部 所長代行 刑事部 所長代行	江原健志 殿 永淵健一 殿
東京家庭裁判所	家事部 所長代行 少年部 所長代行	細矢郁 殿 前田 巖 殿

2. 検察庁

東京高等検察庁	検事長 次席 検事	甲斐行夫 殿 山元裕史 殿
東京地方検察庁	検事正 次席 検事	久木元 殿 森本 宏 殿

3. 弁 護 士 会

① 関東弁護士会連合会

理 事 長 海老原 夕 美 (埼 玉)
 常務理事 佐 藤 貴 則 (東 京)
 " 犀 川 治 (東 京)
 " 相 原 佳 子 (第一東京)
 " 中 野 明 安 (第二東京)
 " 中 村 悦 朗 (第二東京)
 " 高 木 太 郎 (埼 玉)
 " 佐 谷 道 浩 (茨城県)
 " 横 堀 太 郎 (栃木県)
 " 矢 田 健 一 (群 馬)
 " 八 巻 力 也 (山梨県)
 " 若 槻 良 宏 (新潟県)
 理 事 安 田 真 道 (栃木県)
 " 石 川 恵 (山梨県)
 監 事 斉 藤 耕 平 (埼 玉)

常務理事 矢 吹 公 敏 (東 京)
 " 鶴 巻 暁 (東 京)
 " 中 井 陽 子 (東 京)
 " 和 田 希志子 (第一東京)
 " 神 田 安 積 (第二東京)
 " 二 川 裕 之 (神奈川県)
 " 三 浦 亜 紀 (千葉県)
 " 横 山 幸 子 (栃木県)
 " 小此木 清 (群 馬)
 " 諏訪部 史 人 (静岡県)
 " 久保田 明 雄 (長野県)
 理 事 伊 東 秀 彦 (千葉県)
 " 長谷川 千 晶 (群 馬)
 " 石 井 正 人 (新潟県)

② 管内弁護士会

東京弁護士会

会 長 矢 吹 公 敏

副会長 中 井 陽 子

第一東京弁護士会

副会長 和 田 希志子

副会長 西 尾 雄一郎

第二東京弁護士会

会 長 神 田 安 積

副会長 中 村 悦 朗

神奈川県弁護士会

会 長 二 川 裕 之
 地域司法計画委員会委員長

副会長 齋 藤 守 樹
 河 合 秀 樹

埼玉弁護士会

会 長 高 木 太 郎

副会長 斉 藤 耕 平

千葉県弁護士会

会 長 三 浦 亜 紀

副会長 伊 東 秀 彦

栃木県弁護士会

会 長 横 堀 太 郎

副会長 安 田 真 道

群馬弁護士会

会 長 矢 田 健 一

副会長 長谷川 千 晶

静岡県弁護士会

会 長 諏訪部 史 人

副会長 高 木 登

山梨県弁護士会

会 長 八 巻 力 也

副会長 石 川 恵

長野県弁護士会

会 長 久保田 明 雄

副会長 浅 野 元 宏

新潟県弁護士会

会 長 若 槻 良 宏

副会長 石 井 正 人

③ 関東弁護士会連合会委員会代表者

地域司法充実推進委員会

副委員長 原 崇 人 (千葉県)

外国人の人権救済委員会

委 員 長 出 井 博 文 (長野県)

弁護士偏在問題対策委員会

委 員 大 井 基 弘 (長野県)

消費者問題対策委員会

委 員 白 井 晶 子 (第二東京)

男女共同参画及び両性の平等推進に関する委員会

委 員 長 佐 藤 正 知 (神奈川県)

災害対策委員会

委 員 多 湖 翔 (神奈川県)

2021年度 法曹連絡協議会懇親会 次第

日 時 2021年12月8日(水) 午後5時から
場 所 法曹会館3階「富士」

開会の辞(司会) 関東弁護士会連合会 常務理事 高 木 太 郎
(埼玉弁護士会会長)

挨拶・乾杯 関東弁護士会連合会 理 事 長 海老原 夕 美

懇 談

閉会の辞 関東弁護士会連合会 常務理事 三 浦 亜 紀
(千葉県弁護士会会長)

2021年12月8日(水)

法曹会館2階「高砂」

司會者 關東弁護士会連合会 常務理事(第二東京) 中野明安	東京地方裁判所 刑事部所長代行 永瀧健一 殿	東京地方裁判所 民事部所長代行 江原健志 殿	東京高等裁判所 事務局長 石井伸興 殿	東京高等裁判所 長官 今崎幸彦 殿	東京高等檢察庁 檢察長 甲斐行夫 殿	東京高等檢察庁 次席檢察 山元裕史 殿	東京地方檢察庁 檢察正 久木元伸 殿	東京地方檢察庁 次席檢察 森本宏 殿	東京家庭裁判所 家事部所長代行 細矢郁 殿	東京家庭裁判所 少年部所長代行 前田敏 殿	速記者席	
關弁連常務理事 第二東京弁護士会會長 神田安積	關弁連常務理事 第一東京弁護士会副會長 和田希志子	關東弁護士会連合会 常務理事(第一東京) 相原佳子	關弁連常務理事 東京弁護士会副會長 中井陽子	關弁連常務理事 東京弁護士会會長 矢吹公敏	關東弁護士会連合会 理事長(埼玉) 海老原夕美	關弁連常務理事 奈川弁護士会會長 二川裕之	關弁連常務理事 埼玉弁護士会會長 高木太郎	關弁連常務理事 千葉弁護士会會長 三浦重紀	關東弁護士会連合会 常務理事(茨城) 佐谷道浩	關東弁護士会連合会 常務理事(栃木) 横山幸子	關弁連常務理事 栃木弁護士会會長 横堀太郎	關東弁護士会連合会 常務理事(群馬) 小此木清
第一東京弁護士会 副會長 西尾雄一郎	關弁連常務理事 第二東京弁護士会副會長 中村悦朗	關東弁護士会連合会 常務理事(東京) 犀川治	關東弁護士会連合会 常務理事(東京) 鶴巻暁	關東弁護士会連合会 常務理事(東京) 佐藤貴則	關弁連常務理事 群馬弁護士会會長 矢田健一	關弁連常務理事 静岡弁護士会會長 諏訪部史人	關弁連常務理事 山梨弁護士会會長 八巻力也	關弁連常務理事 長野弁護士会會長 久保田明雄	關弁連常務理事 新潟弁護士会會長 若槻良宏	神奈川弁護士会 副會長 齋藤守	神奈川弁護士会 地域司法計画委員會 委員長 河合秀樹	關弁連監事 埼玉弁護士会副會長 斉藤耕平
關弁連災害対策委員會 委員(神奈川) 多湖翔	關弁連男女共同参画及び同性の平 等推進に関する委員會 委員長(神奈川) 佐藤正知	關弁連消費者問題対策委員會 委員(第二東京) 白井晶子	關弁連弁護士個在問題対策委員會 委員(長野) 大井基弘	關弁連外国人の人權救済委員會 委員長(長野) 出井博文	關弁連地域司法充實推進委員會 副委員長(千葉) 原崇人	關弁連理事 千葉弁護士会副會長 伊東秀彦	關弁連理事 栃木弁護士会副會長 安田真道	關弁連理事 群馬弁護士会副會長 長谷川千晶	静岡弁護士会 副會長 高木登	關弁連理事 山梨弁護士会副會長 石川恵	長野弁護士会 副會長 浅野元宏	關弁連理事 新潟弁護士会副會長 石井正人

出入口